



全ト協発第133号(環)・(企)
令和元年6月17日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己



トラック運送業における荷役作業等に係る 適正取引の推進に向けた荷主等に対する周知について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、トラック運送事業における荷役作業等の時間の削減を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正し、中型以上のトラックについて、契約書に明記されていない荷役作業や附帯作業をドライバーが行った場合等には、当該作業を乗務記録に記載することをトラック運送事業者に対して義務づけております。

これを受け当協会では、国土交通省と連携して別添1のリーフレットを作成し、本内容について周知に努めているところです。

このような中、今般、国土交通省と厚生労働省では別添2のとおり、荷主企業及び荷主関係団体等宛てに要請文書及び同リーフレットを送付し、また、厚生労働省では別添3のとおり、都道府県労働局宛てに事務連絡を発出し、地方協議会事務局で調整の上、荷主関係団体に対して周知を行うよう依頼しました。

つきましては、貴協会におかれましても、地方協議会事務局において調整の上、各都道府県の荷主関係団体等に対する周知活動の実施方をご検討くださいますようお願い致します。

敬具

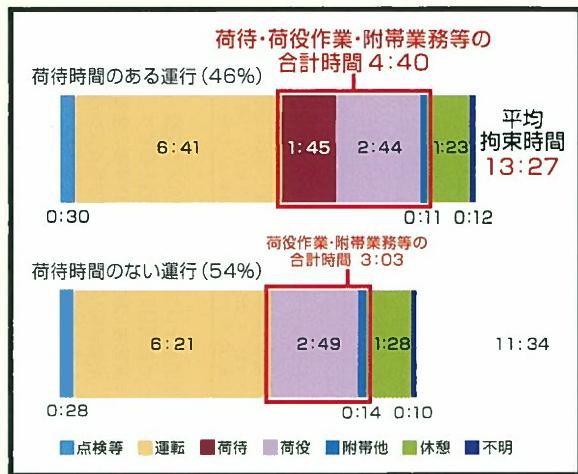
【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

令和元年6月15日から、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」の記載対象となります。

※「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられているものです。

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために



出典：「トラック輸送状況の実態調査結果」
(国土交通省：平成27年調査)

※ 荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となります。

また、記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかつたかについても記録対象となります。

トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働の是正が喫緊の課題ですが、長時間の荷役時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正しました（令和元年5月10日：公布、同年6月15日：施行）。

この省令改正は、トラックドライバーが車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合に、集貨地点等で積込み若しくは取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）



を実施した場合も乗務記録の記載対象として追加するものです（荷役については、平成29年7月に既に記載対象となっています）。

国土交通省では、今回の一部改正により、より詳細に荷役作業等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取組みを一層促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



荷待時間・荷役作業等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正)に伴う 乗務記録付票

[発荷主側で荷物の積込み時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合]

バターン例(サンプルA)

8：45	集貨地点に到着
9：00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機 : 20分) 附帯業務①(荷造り) → 20分
9：20～9：40	附帯業務②(ラベル貼り) (荷主都合の待機 : 20分) → 30分
10：00～10：30	附帯業務③(ラベル貼り) 積込み → 60分
10：30～11：30	
11：30	出発

*荷役作業等が契約書に明記されても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

バターン例(サンプルB)

15：45	荷卸し地点に到着
16：00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機 : 40分) → 20分
16：40～17：00	取卸し (荷主都合の待機 : 20分) → 30分
17：20～17：50	附帯業務 (棚入れ)
17：50	出発

*荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本 荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社○○○ 車両番号: ○○○○○

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
○/△	○○○○	○○物流センター	8：45	9：00

荷待ち待機開始・終了時刻	荷待ち時間	附帯業務の開始・終了時刻	附帯業務の開始・終了時刻	構込み・取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
16:00～16:40 17:00～17:20	60分	17:20～17:50	16:40～17:00	17:50	17:50

ドライバーが実施した荷役作業等の内容		荷主側担当者確認欄	(差・着)	荷主側の確認が得られない場合	荷主側担当者不在の場合
1.積込み(手荷役) 2.荷卸し(手荷役) 3.荷造り 4.セカ 5.検査 6.梱包 7.封緘 8.搬入 9.ラベル貼り 10.はい作業 11.その他()	△△ △△				

*別途デジタルなど他の方法で記録・保存している場合には、
当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、
所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※「(差・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

記入見本 荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社●●● 車両番号: ●●●●●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●●●●	●●物流センター	●●●●	●●●●

荷待ち待機開始・終了時刻	荷待ち時間	附帯業務の開始・終了時刻	構込み・取卸しの開始・終了時刻	出発時刻
16:00～16:40 17:00～17:20	60分	17:20～17:50	16:40～17:00	17:50

ドライバーが実施した荷役作業等の内容		荷主側担当者確認欄	(差・着)	荷主側の確認が得られない場合	荷主側担当者不在の場合
1.積込み(手荷役) 2.荷卸し(手荷役) 3.荷造り 4.セカ 5.検査 6.梱包 7.封緘 8.搬入 9.ラベル貼り 10.はい作業 11.その他()	△△ △△				

*別途デジタルなど他の方法で記録・保存している場合には、
当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、
所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※「(差・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

*荷待については、平成29年7月に既に記載対象となっています。

[着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合]

別添2

令和元年6月

荷主企業 あて

国 土 交 通 省
厚 生 労 働 省

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けて ご理解とご協力へのお願い（荷役作業・附帯業務関係）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化している状況にあり、法令を遵守しつつ働き方改革を進め、物流機能が滞ることがないようにしていくためには、ドライバーの長時間労働の是正を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、発着荷主のご協力が必要不可欠となります。特に、長時間の荷待時間の発生や、契約に定めがない荷役作業等の発生により、トラック運送事業者が立てた当初の運行計画が崩れてしまうことは、ドライバーの拘束時間に関するルール違反を招くこととなり、法令遵守を妨げる要因となります。また、物流全体の効率性も損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じることとなります。

また、働き方改革関連法による令和6年度（2024年度）からの時間外労働の上限規制の適用（年間960時間）に向けて、適切に対応できる環境を早期に整える必要があります。

こうした状況を踏まえ、中型以上のトラックについて、契約書に明記されていない荷役作業や附帯作業をドライバーが行った場合等には、当該作業を乗務記録に記載することを、トラック運送事業者に対して義務づける旨の改正が行われております。

これにより、荷役作業に関する実態把握及びトラック運送事業者が守るべき労働時間のルールである「改善基準告示」の遵守が図られるとともに、取引適正化にも資することとなるものと考えております。（※改正概要について同封致します。）

つきましては、今般の「貨物自動車運送事業輸送安全規則」改正の趣旨についてご理解いただき、長時間の荷役作業等の発生抑制等にご協力頂くようお願い申し上げます。

また、運送委託者が契約にはない役務を運送事業者に無償で提供させることは、独占禁止法や下請法に抵触する場合もございますので、その点に関しても趣旨をご理解いただき、トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けて、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

○国土交通省 自動車局 貨物課	TEL : 03-5253-8111 (内線 41334)
○厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課	TEL : 03-5253-1111 (内線 5389)
○農林水産省 食料産業局 食品流通課	TEL : 03-3502-8111 (内線 4324)
○経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室	TEL : 03-3501-0092 (直通)
○経済産業省 中小企業庁 取引課	TEL : 03-3501-1669 (直通)
○公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	TEL : 03-3581-3375 (直通)

令和元年 6 月

荷主関係団体 あて

国 土 交 通 省
厚 生 労 働 省

トラックドライバーの長時間労働のは正と適正取引構築に向けた
ご理解とご協力へのお願い（荷役作業・附帯業務関係）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化している状況にあり、法令を遵守しつつ働き方改革を進め、物流機能が滞ることがないようにしていくためには、ドライバーの長時間労働のは正を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、発着荷主のご協力が必要不可欠となります。特に、長時間の荷待時間の発生や、契約に定めがない荷役作業等の発生により、トラック運送事業者が立てた当初の運行計画が崩れてしまうことは、ドライバーの拘束時間に関するルール違反を招くこととなり、法令遵守を妨げる要因となります。また、物流全体の効率性も損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じることとなります。

また、働き方改革関連法による令和 6 年度（2024 年度）からの時間外労働の上限規制の適用（年間 960 時間）に向けて、適切に対応できる環境を早期に整える必要があります。

こうした状況を踏まえ、中型以上のトラックについて、契約書に明記されていない荷役作業や附帯作業をドライバーが行った場合等には、当該作業を乗務記録に記載することを、トラック運送事業者に対して義務づける旨の改正が行われております。

これにより、荷役作業に関する実態把握及びトラック運送事業者が守るべき労働時間のルールである「改善基準告示」の遵守が図られるとともに、取引適正化にも資することとなるものと考えております。

つきましては、より多くの荷主の皆様に周知致したく、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」改正に関するリーフレットを送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

また、運送委託者が契約にはない役務を運送事業者に無償で提供させることは、独占禁止法や下請法に抵触する場合もございますので、その点に関しても趣旨をご理解いただき、トラックドライバーの長時間労働のは正と適正取引構築に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

○国土交通省 自動車局 貨物課	TEL : 03-5253-8111 (内線 41334)
○厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課	TEL : 03-5253-1111 (内線 5389)
○農林水産省 食料産業局 食品流通課	TEL : 03-3502-8111 (内線 4324)
○経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室	TEL : 03-3501-0092 (直通)
○経済産業省 中小企業庁 取引課	TEL : 03-3501-1669 (直通)
○公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	TEL : 03-3581-3375 (直通)

別添3

事務連絡
令和元年6月10日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局

労働条件政策課長補佐（法規担当）

監督課長補佐

トラック運送業における荷役作業等に係る適正取引の推進に向けた 荷主等に対する周知について

トラック運送業における長時間労働是正対策については、平成27年度に中央及び各都道府県に設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」において取り組んでいただいているほか、平成30年3月30日付け基監発0330第5号「働き方改革の推進に向けた労働時間相談・支援班の実施事項等について」の記の第2の1(3)に基づき本年度から令和3年度までの3年間を集中実施期間として労働時間等説明会の開催に取り組んでいただいているところです。

トラック運送業においては、長時間の荷待ち時間が発生したり、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れたりすることなどが原因で長時間労働が生じており、その是正には、荷待ち時間の削減等について発着荷主の理解を得ることが重要です。

今般、国土交通省において貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）の改正が行われ、令和元年6月15日から施行されることとなりました。従前より、中型以上のトラックの乗務については、荷主の都合による荷待ち時間を自動車運転者の乗務記録に記載することがトラック運送事業者には義務づけられていましたが、これに加えて今回の改正により、荷役作業や附帯業務（貨物の荷造りや仕分など）の内容や時間等を乗務記録に記載することが、トラック運送事業者に新たに義務づけられます。

この制度改正について、国土交通省と厚生労働省の連名で、荷主企業や荷主関係団体に対して要請文を今月発出するとともに、リーフレット（別添1）を送付し、周知を行っております（周知には農林水産省、経済産業省、公正取引委員会も協力）。

については、各都道府県労働局にこのリーフレットを送付しますので、地方協議会の事務局関係者と連携し、下記に留意の上、荷主関係団体等への周知依頼、事業主への配布を行うなど、協議会の取組のPRと併せてこのリーフレットについて周知いただくようお願いします。

なお、本件については国土交通省及び公益社団法人全日本トラック協会と協議済であることを申し添えます。

記

1 リーフレットの送付について

別添1のリーフレットを各都道府県労働局労働基準部監督課あてに国土交通省自動車局貨物課から別添2の部数ずつ送付します。

なお、各運輸支局にも、国土交通省自動車局貨物課からリーフレットが100部ずつ送付されています。

また、都道府県トラック協会には公益社団法人全日本トラック協会からリーフレットが送付されています。

2 荷主関係団体等への周知依頼について

(1) 国土交通省と厚生労働省の連名での周知依頼

以下の団体の本部には国土交通省と厚生労働省の連名でリーフレットを送付しています。また、そのほか、農林水産省関係、経済産業省関係の業界団体等の本部にも、国土交通省と厚生労働省の連名でリーフレットを送付しています。周知の際は御留意ください

- ① 一般社団法人日本経済団体連合会
- ② 日本商工会議所
- ③ 全国中小企業団体中央会
- ④ 全国商工会連合会
- ⑤ 一般社団法人全国建設業協会
- ⑥ 一般社団法人日本建設業連合会
- ⑦ 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会

(2) 本省からの周知依頼

建設業労働災害防止協会及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会については、本省から各団体の本部に、リーフレットの周知広報について協力依頼済です。

(3) 各都道府県労働局からの周知依頼

経営者協会、都道府県商工会議所連合会、都道府県商工会連合会、都道府県労働基準協会（連合会）、建設業労働災害防止協会 都道府県支部など荷主関係団体に対して、別添3の依頼文例を適宜参照し、地方協議会事務局で調整の上、周知の依頼を行ってください。そのほか、周知依頼が効果的と考えられる団体等があれば、積極的な依頼をお願いします。

あわせて、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 都道府県支部など、トラック運送事業者関係団体に対しても、別添4の依頼文例を適宜参照し、地方協議会事務局で調整の上、周知の依頼を行ってください。